

岐阜県公報

号外 (土) 平成二十八年 四月 一日

目次

規 則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

(生活衛生課)

一

公 示

調理師法による指定試験機関への試験事務の委任
平成二十八年度調理師試験の実施

(生活衛生課)
(同)

二

規 則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条から第十条までを削り、第十一条を第八条とする。

別記第五号様式から別記第七号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定による調理師試験に合格した者については、改正前の岐阜県調理師法施行規則第十条の規定は、なおその効力を有する。

公 示

調理師法による指定試験機関への試験事務の委任

調理師法(昭和三十二年法律第四百七十七号)第三条の二第二項の規定により調理師

試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を指定試験機関に行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル

三 行わせることとした試験事務の範囲

試験事務の全部

四 試験事務を行わせることとした年月日

平成二十八年四月一日

平成二十八年年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターが行います。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成二十八年十月八日（土）

二 試験場所

次の会場のうち公益社団法人調理技術技能センターが指定する場所

第一会場 岐阜市金町五丁目七番地二 岐阜市文化センター

第二会場 土岐市土岐津町高山四番地 土岐市産業文化振興センター・セラトピア

土岐

第三会場 高山市天満町五丁目一番地二五 飛騨地域地場産業振興センター

第四会場 羽島郡笠松町中川町二三 笠松刑務所

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書に次の書類を添えて、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（東京都中央区日本橋堀留二丁目八番五号JACCビル五階）に提出してください。

なお、平成二十三年以降の岐阜県の調理師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1及び2の書類の提出を省略できます。

郵送により提出する場合は、申請用封筒に申請書類一式を封入のうえ、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（〒103-0022 東京都中央区日本橋堀留二丁目八番五号JACCビル五階）まで簡易書留で郵送してください。

1 調理業務従事証明書

なお、証明者が個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後六月以内の原本）を添付してください。

2 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前六月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

3 受験票・写真台帳

写真は、出願前六月以内に正面から撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、無帽、上半身のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してから貼付してください。

4 受験票送付用封筒

六 受験申請書の受付期間

平成二十八年五月十六日(月)から同年六月二十七日(月)まで。なお、郵送による場合は、同年五月十六日(月)から同年六月二十七日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 受験申請書の配布期間及び配布場所等

1 配布期間

平成二十八年五月十六日(月)から同年六月二十七日(月)まで

2 配布場所等

県の各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所、岐阜健康福祉部生活衛生課及び公益社団法人調理技術センターにおいて配布します。

郵送により受験申請書を請求する場合は、宛先を明記して一四〇円分の切手を貼った返信用封筒(角型二号)を同封のうえ、封筒の表に「岐阜県調理師試験受験申請書希望」と明記し、公益社団法人調理技術センターに請求してください。郵送による請求は、平成二十八年五月十六日(月)から同年六月十七日(金)までの期間に到着したものに限り受け付けます。

八 受験手数料

六千円(払込取扱票にて受験手数料を納入後、金融機関の領収印が押された領収証書を「五三受験票・写真台帳」の裏面に貼付してください。)

九 合否判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とします。ただし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表の日時等

平成二十八年十一月三十日(水)午前十時に公益社団法人調理技術センターのホームページに掲載するほか、岐阜県庁、県の各保健所、岐阜市保健所及び公益社団法人調理技術センターに掲載して発表を行うとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十一 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、公益社団法人調理技術センター調理師試験担当(電話〇三三三六六七 一八一五)に問い合わせてください。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社